

公益財団法人長崎縣市町村振興協会ハロウィンジャンボ宝くじ市町交付金交付細則

平成25年4月1日

細則第3号

改正 平成26年3月7日 細則第5号

改正 平成27年3月11日 細則第1号

改正 平成29年6月12日 細則第1号

改正 平成30年2月14日 細則第2号

(趣旨)

第1条 この細則は、公益財団法人長崎縣市町村振興協会ハロウィンジャンボ宝くじ市町交付金交付規程（以下「規程」という。）第7条の規定に基づき、公益財団法人長崎縣市町村振興協会（以下「協会」という。）が市町に交付するハロウィンジャンボ宝くじ市町交付金（以下「市町交付金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(交付金の単位等)

第2条 市町交付金の単位は、千円単位とし、市町当たりの市町交付金は、均等割及び人口割で算出した金額を合算し、千円未満の端数は切り捨てるものとする。

2 前項の規定により切り捨てられた千円未満の端数は、合計して翌年度に繰越のうえ翌年度交付金と合せて交付するものとする。

3 市町の数は、当該年度の1月1日現在のものとし、市町の人口は、直近の国勢調査（確定値）によるものとする。

(預金利息等の取扱い)

第3条 市町交付金の預金から生じる利息等は、事務手続上、翌年度に繰越のうえ翌年度交付金と合せて交付するものとする。

(交付金の交付時期)

第4条 協会は、市町交付金を当該年度の3月31日までに市町に交付するものとする。

(交付決定の通知)

第5条 協会は、交付金額を決定したときは、様式第1号の市町交付金決定通知書により市町に通知するものとする。

(交付の支払申請)

第6条 前条の通知を受けた市町は、様式第2号の市町交付金支払申請書により交付金の支払を申請するものとする。

(交付を受けた市町の報告)

第7条 市町交付金の交付を受けた市町は、規程第6条の規定に基づき、当該年度終了後1カ月以内に、市町交付金の使途について、様式第3号の事業実績報告書により協会に報告するものとする。

附 則

この細則は、公益財団法人長崎県市町村振興協会の設立の登記の日（平成 25 年 4 月 1 日）から施行する。

附 則

この細則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 29 年 6 月 13 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

長振第 号  
年 月 日

各 市 町 長 様

公益財団法人長崎縣市町村振興協会  
理事長 ㊟

ハロウィンジャンボ宝くじ市町交付金決定通知書

年度公益財団法人長崎縣市町村振興協会ハロウィンジャンボ宝くじ市町交付金を本協会ハロウィンジャンボ宝くじ市町交付金交付規程に基づき、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

1. 交付決定額 \_\_\_\_\_ 円

2. 交付年月日 年 月 日

3. 留意事項

- (1) この交付金の対象となる事業は地方財政法（昭和23年法律第109号）第32条に規定する事業であること（別紙1参照）。
- (2) 交付金の支払申請・実績報告等の事務手続きは、市町交付金交付細則によること。
- (3) この交付金の支払申請は、年 月 日までに行うこと。

地方財政法第 3 2 条に規定する事業

1 事業

- (1) 公共事業
- (2) 公益の増進を目的とする事業で地方行政の運営上緊急に推進する必要があるものとして総務省令で定める事業

2 総務省令で定める事業

地方財政法第 3 2 条に規定する総務省令で定める事業は、次に掲げる事業であって、第 1 号については平成 3 9 年度までの間に、第 2 号、第 7 号から第 9 号まで及び第 1 1 号については平成 3 1 年度までの間に、第 3 号から第 6 号まで及び第 1 0 号については平成 3 0 年度までの間に、第 1 2 号については平成 3 2 年度までの間に行われるものとする。

- 一 国際交流その他の地域の国際化の推進に係る事業
- 二 地方公共団体がその運営に相当程度関与する博覧会、見本市、展示会、文化行事その他の催しであって総務大臣が当せん金付証券に係る市場の状況等を勘案して指定するものの運営に係る事業又はその他の催しの運営の助成に係る事業
- 三 地域における人口の高齢化、少子化等に対応するための施策に係る事業
- 四 衛星通信網の活用その他の地域の情報化に係る事業
- 五 美術館、図書館、文化会館等芸術・文化活動の拠点となる施設の運営の充実その他の地域における芸術・文化の振興に係る事業
- 六 大規模な風水害、地震、津波、火災、干害、冷害等の災害対策及びこれらの災害の予防に係る事業
- 七 地域産業の高度化、新産業の創出、雇用機会の増大その他の地域経済の活性化に係る事業
- 八 特定非営利活動等の地域における社会貢献活動に係る事業
- 九 地球温暖化対策、リサイクルの推進等地域における環境の保全及び創造に係る事業
- 十 地域における共通の課題に対応するための調査及び研究並びに人材の育成に係る事業
- 十一 平成 3 1 年に開催されるラグビーワールドカップ大会の準備及び運営に係る事業
- 十二 平成 3 2 年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に係る事業

様式第2号（第6条関係）

第 号  
年 月 日

公益財団法人長崎県市町村振興協会  
理事長 様

市 町 長 ㊤

ハロウィンジャンボ宝くじ市町交付金支払申請書

年 月 日付第 号で通知のあった 年度公益財団法人長崎県市町村振興協会ハロウィンジャンボ宝くじ市町交付金について公益財団法人長崎県市町村振興協会ハロウィンジャンボ宝くじ市町交付金交付細則第6条の規定に基づき下記のとおり支払を申請します。

記

1. 支払申請金額 \_\_\_\_\_ 円

2. 振 込 先 \_\_\_\_\_ 銀行 \_\_\_\_\_ 支店  
預金種目 \_\_\_\_\_ 普通・その他（ \_\_\_\_\_ ）  
口座番号 \_\_\_\_\_  
名 義 人 \_\_\_\_\_

3. 使 途

事業種目	事業費	うち交付金額
	円	円
	円	円

- (注) 1 事業種目については、別紙2の「地方財政法第32条に規定する事業」の各項目から選択して事業番号を記入してください。
- 2 用途が確定していないため、翌年度に繰り越す場合などは、その旨を事業種目の欄に記入してください。
- 3 事業費については、計画額でも実績額でも可能です。

様式第3号（第7条関係）

第 号  
年 月 日

公益財団法人長崎県市町村振興協会  
理事長 様

市 町 長 印

事業実績報告書

年度公益財団法人長崎県市町村振興協会ハロウィンジャンボ宝くじ市町交付金の使途について、公益財団法人長崎県市町村振興協会ハロウィンジャンボ宝くじ市町交付金交付細則第7条の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

1. 交付金額 \_\_\_\_\_ 円

2. 使 途

事業種目	事業名	充 当 額
		円
		円

- (注) 1 事業種目については、別紙2の「地方財政法第32条に規定する事業」の各項目から選択して事業番号を記入してください。
- 2 使途が確定していないため、翌年度に繰り越す場合などは、その旨を事業種目の欄に記入してください。

地方財政法第 3 2 条に規定する事業

公 共 事 業

(事業 1) 公共事業

公益の増進を目的とする事業で地方行政の運営上緊急に推進する必要があるものとして総務省令で定める事業

(事業 2) 国際交流その他の地域の国際化の推進に係る事業

(事業 3) 地方公共団体がその運営に相当程度に関与する博覧会、見本市、展示会、文化行事その他の催しであって総務大臣が当せん金付証券に係る市場の状況等を勘案して指定するものの運営に係る事業又はその他の催しの運営の助成に係る事業

(事業 4) 地域における人口の高齢化、少子化等に対応するための施策に係る事業

(事業 5) 衛星通信網の活用その他の地域の情報化に係る事業

(事業 6) 美術館、図書館、文化会館等芸術・文化活動の拠点となる施設の運営の充実その他の地域における芸術・文化の振興に係る事業

(事業 7) 大規模な風水害、地震、津波、火災、干害、冷害等の災害対策及びこれらの災害の予防に係る事業

(事業 8) 地域産業の高度化、新産業の創出、雇用機会の増大その他の地域経済の活性化に係る事業

(事業 9) 特定非営利活動等の地域における社会貢献活動に係る事業

(事業 10) 地球温暖化対策、リサイクルの推進等地域における環境の保全及び創造に係る事業

(事業 11) 地域における共通の課題に対応するための調査及び研究並びに人材の育成に係る事業

(事業 12) 平成 31 年に開催されるラグビーワールドカップ大会の準備及び運営に係る事業

(事業 13) 平成 32 年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に係る事業